

やすらぎと ふれあいに満ちた

“ほっと”なまち

第2次 渋川市総合計画

後期基本計画概要版

目次

総合計画とは	P.1
計画策定の背景	P.2
まちづくりの基本的な考え方	P.4
基本理念	P.4
将来像	P.5
計画の体系・重点プロジェクト	P.6
後期基本計画	P.8





「やすらぎとふれあいに満ちた “ほっと”なまち」の実現に向けて

本市では、平成30年に策定した渋川市総合計画に基づき、市民の皆様を主役として、将来像「やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち」の実現に向け取り組んでまいりました。

この間、人口減少・少子高齢化の更なる進行、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、大規模自然災害の頻発化・激甚化、デジタル化の急速な進行等により、人々の生活や価値観は大きく変化してきました。現在も、不安定な社会情勢の影響により、将来の予測が困難な状況ではありますが、様々な問題を乗り越え、新たな未来を築いていくことが求められています。

こうした中、本市では、前期基本計画の計画期間が終了することに伴い、令和5年度からの5年間のまちづくりの指針として、「第2次渋川市総合計画後期基本計画」を策定いたしました。

計画策定に当たりましては、前期基本計画の検証結果を踏まえながら社会情勢の変化への対応を図るため、計画に新たな視点を盛り込みました。本計画を、市民の皆様との協働の羅針盤とし、「Beyond（乗り越える、その先の向こうへ）コロナ」の新たなまちづくりを推進してまいります。そして、未来ある子どもたちを地域全体で育み、市民全ての幸せを大切に育てていく「育都」渋川としての第一歩を踏み出します。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、また、貴重なご意見、ご提言を賜りました渋川市総合計画審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後も一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月 渋川市長

高木 勉

総合計画とは…



総合計画は、本市が目指すまちの将来像を実現するための政策の方向性、具体的な取組などを示す、本市の最も重要なまちづくりの計画です。

総合計画はなぜつくるのでしょうか？

そうなんだ！

時代の流れなどを的確に見極めながら、様々な課題に対応し、計画的にまちづくりを進めるため、まちづくりの指針として総合計画を策定することとしています。



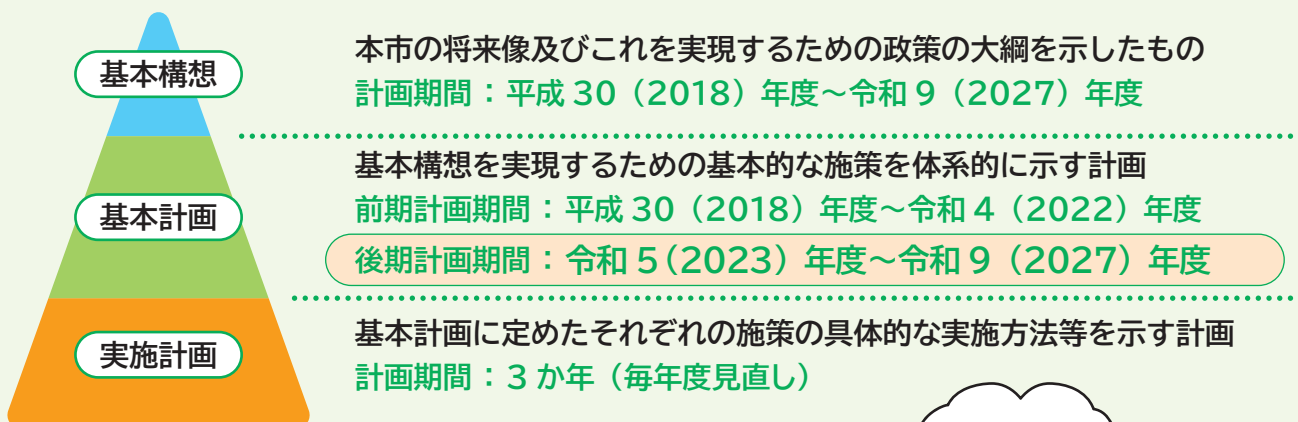
後期基本計画とはどんな計画でしょうか？

第2次渋川市総合計画の計画期間は、平成30（2018）年度を初年度とし、令和9（2027）年度を目標年度とする10年計画とします。

その中で、基本計画は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画として位置づけられており、基本構想の計画期間の前期と後期に分かれています。後期基本計画の計画期間は、令和5（2023）年度を初年度とし、令和9（2027）年度を目標年度とする5年計画となります。

第2次渋川市総合計画の構成は？

第2次渋川市総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成します。



計画的に内容を見直すんだね

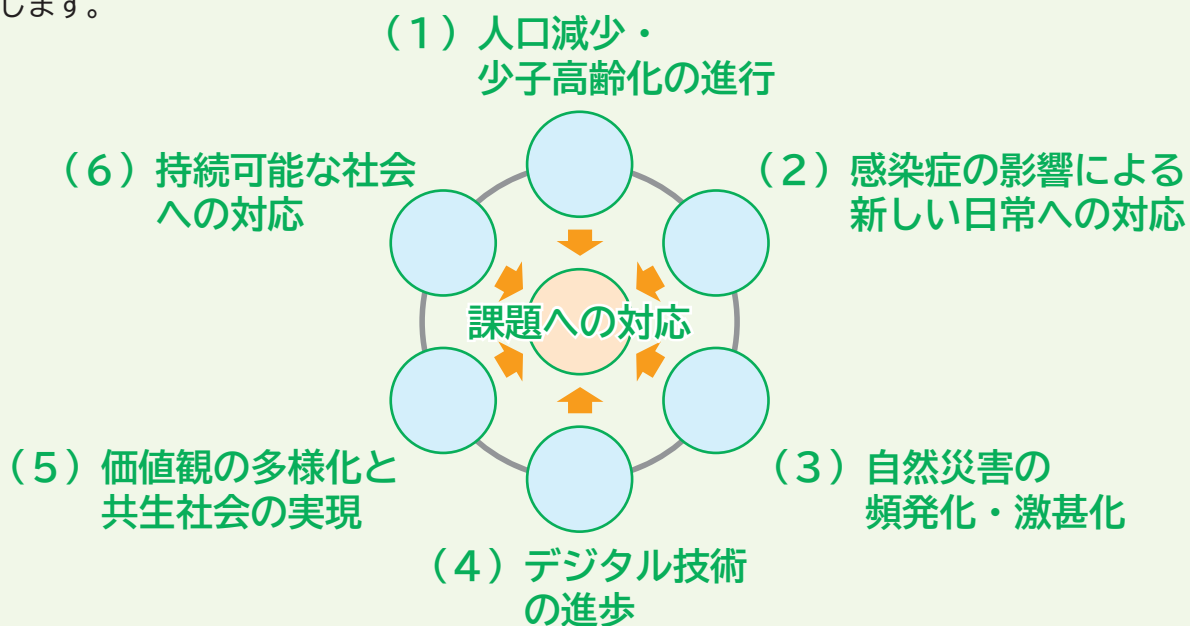


計画策定の背景

計画策定に当たり、本市の現状を次の視点により把握しました。

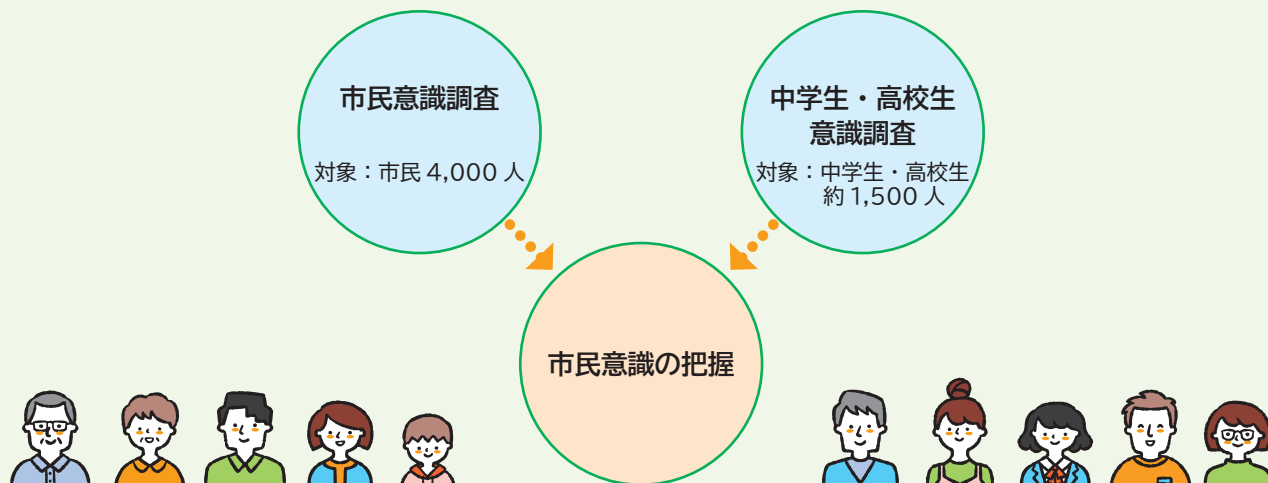
1 本市を取り巻く時代の潮流

多様化、複雑化する市民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉え、それらに対応したまちづくりを推進します。



2 市民意識

まちづくりに対する市民意識を把握するため、(1) 市民意識調査、(2) 中学生・高校生意識調査を実施しました。



3 本市の特色

厳しくも豊かな自然との共存の中で、さまざまな課題に積極的に取り組んできた先人の開明的な心意気によって育まれた有形・無形の地域資源は、本市の歴史を物語る文化として脈々と受け継がれてきています。これらは、守るべき大切な地域資源であり、本市の特色といえます。

豊かな自然環境

- 日本列島のほぼ中央に位置し、緑豊かな赤城山、榛名山、子持山及び小野子山に囲まれ、市の中央では日本を代表する利根川と吾妻川が合流しています。
- 豊かな自然環境の恵みにより、魅力的な温泉や豊富な水資源をいかした工業、山地の開拓による農業などの産業振興が図られています。



伊香保温泉石段街

色濃く残された各時代の歴史・文化

- 国内で初めて古墳時代の甲（よろい）を着けた状態の成人男性の骨が見つかった金井東裏遺跡を始め、古くから人々が定着していた痕跡が各所の遺跡で見られます。
- 遺跡や寺社のほか、江戸時代に建築された国指定重要有形民俗文化財の上三原田の歌舞伎舞台など古代から近世までの歴史資源や街並みが色濃く残されています。



上三原田の歌舞伎舞台

恵まれた交流拠点機能

- 東京都心まで高速道路利用で約2時間、JR上越線及び新幹線利用で約1時間10分の場所に位置します。
- 市内には鉄道（2路線・8駅）、路線バス（24路線）などの公共交通と高速道路（2つのインターチェンジ）により、交流拠点機能として必要な交通利便性が確保されています。



まちづくりの基本的な考え方

本市を取り巻く時代の潮流、市民意識などを踏まえ、まちづくりの基本的な考え方を次のとおりとします。

成長する社会から成熟する社会への転換

人口減少・少子高齢化の進行により、人口や経済が右肩上がり成長してきた社会から、質の面での充実を目指す成熟する社会への転換が必要となっています。まちづくりにおいても、人口増加や経済成長を前提とした発想や取組からの転換が必要となっていることを踏まえ、次の視点によるまちづくりを推進します。

1 本市の特色をいかし、発展させる

まちの魅力や活力の育成と向上

2 人と地域がつながり、広まる

市民との協働や地域間の交流

3 多様な主体が楽しみ、創出する

多様な豊かさの創出



基本理念

人・地域・資源を

育む

結ぶ

創る

本市は、先人のたゆまぬ努力によって自然、文化などのかけがえのない地域資源や開明的な精神が育まれ、発展し、魅力や活力を形成してきました。

現在直面する人口減少・少子高齢化社会の中で、持続可能なまちづくりを推進するためには、市民を始めとする多様な主体との協働や交流により、人・地域・資源を育み、結び、新たな魅力や活力を創出する必要があります。

そこで、まちづくりの基本的な考え方を集約し、「人・地域・資源を 育む 結ぶ 創る」を基本理念とします。

将来像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、本市の将来像やその実現に向けた取組姿勢を次のとおりとします。

将来像

やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち

「やすらぎ」は自然と健康、安全・安心、「ふれあい」は交流、コミュニティ、文化、「ほっと」は産業、活力さらには温かさ、情熱、温泉、スローライフを表し、これらの魅力にあふれたまちをイメージします。

取組姿勢

次世代が安心して、誇りを持ち、暮らし、働けるまちづくり

安心して暮らし、そこで育った子どもたちが地域に愛着や生きがいを持ち、このまちで暮らし続けたいと思えるような活力あるまちづくりに取り組みます。

基本理念

人・地域・資源を

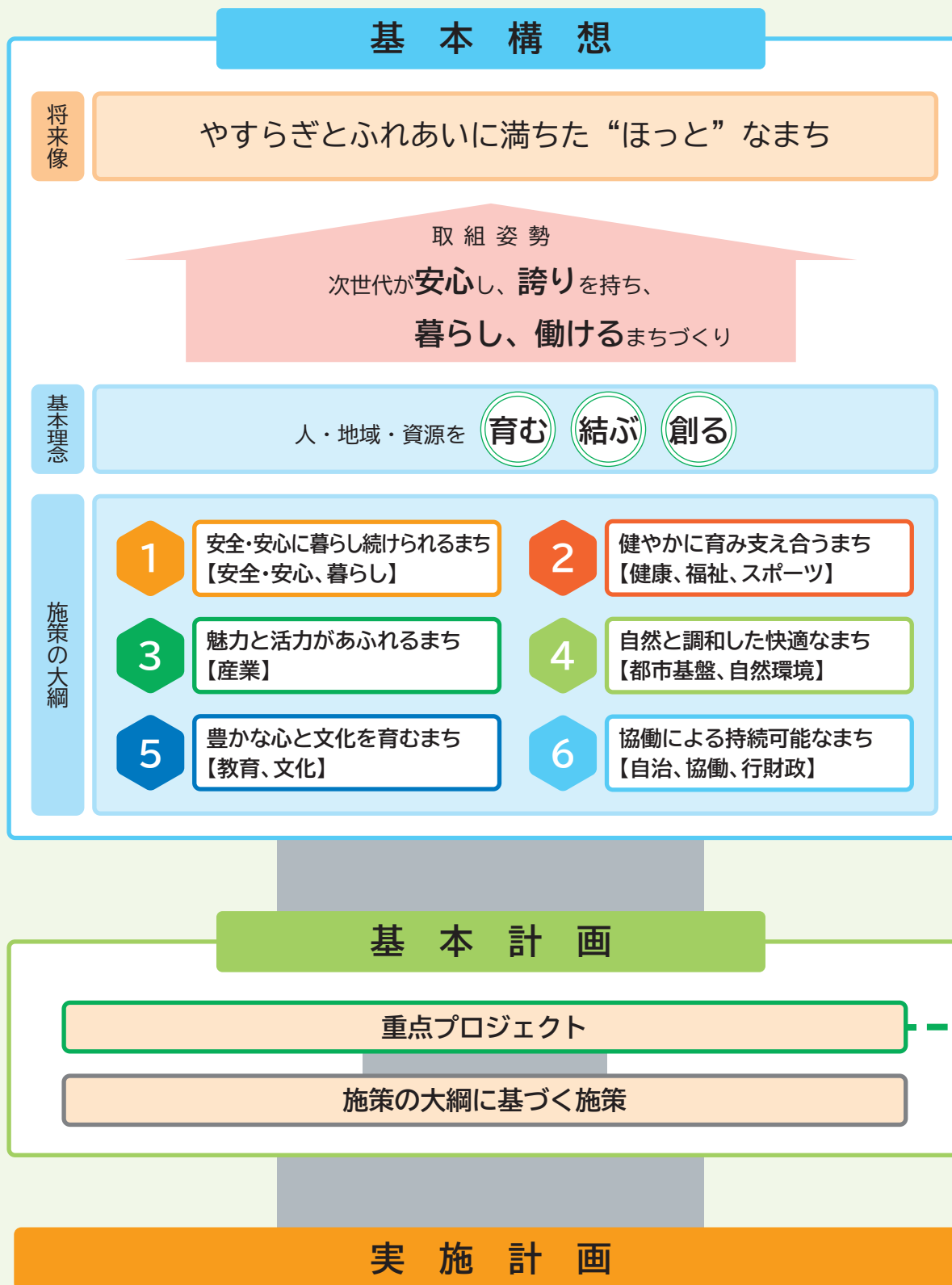
育む

結ぶ

創る



計画の体系・重点プロジェクト



重点プロジェクト

重点プロジェクトは、将来像の実現に向けた取組姿勢である「次世代が安心し、誇りを持ち、暮らし、働けるまちづくり」を具体的に推進するため、「安心」「誇り」「暮らし、働ける」の3つの視点により、先導的な役割を果たす取組や事業を横断的に位置づけるものです。

安心まちづくりプロジェクト

『地域支え合い活動の推進』

1

激甚化する災害などから市民を守るため、自助・共助・公助それぞれの取組を育み、効果的に結びつけるとともに、誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくりを担う多様な主体を創出するため、『地域支え合い活動の推進』に取り組みます。



誇れるまちづくりプロジェクト

『観光などの地域資源の強化と新たなしぶかわブランドの創出』

2

伊香保温泉を始めとした観光や地域特性をいかした農業などの各種産業、歴史ある地域文化など、豊かな地域資源を育み、磨き上げることでブランド力を高めるとともに、それらを多面的に結びつけ、『観光などの地域資源の強化と新たなしぶかわブランドの創出』に取り組みます。加えて、デジタル技術の導入による新たな魅力の創出と、積極的な情報発信を強力に推進することとします。



暮らし働けるまちづくりプロジェクト

『地域力をいかした子育て支援の強化』

3

働きながら安心して子どもを産み、育てることができる地域ぐるみの取組を横断的に結びつけ、充実した子育て環境を創出するため、『地域力をいかした子育て支援の強化』に取り組みます。



後期基本計画

1 安全・安心に暮らし続けられるまち 【安全・安心、暮らし】

災害や犯罪などに対して、市民の生命・財産を守り、誰もが安全で安心な住みよいまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
1-1 消防・防災対策の充実  	市民が安全で安心して暮らせるまちにするため、市民、関係機関、行政が一体となって、災害に強いまちづくりを推進します。	(1) 防災体制・施設の充実 (2) 地域の防災組織・協力体制の充実 (3) 消防施設の整備 (4) 消防団活動の充実
1-2 防犯体制の整備・充実 	多様化する犯罪などを未然に防止し、市民が平穩に暮らせる安全で安心なまちづくりを推進します。	(1) 防犯意識の高揚 (2) 防犯活動の推進 (3) 防犯環境の整備
1-3 交通安全対策の推進 	交通安全施設等の計画的整備により、道路交通環境を充実させ交通安全を確保するとともに、交通事故をなくすため、交通安全教育を推進します。	(1) 道路交通環境の改善 (2) 交通安全マナーの普及・啓発 (3) 交通安全教育の推進
1-4 消費者生活の充実 	市民の消費生活の安定と向上のため、消費者意識の啓発を行うとともに、消費者利益の保護と自立への支援を推進します。	(1) 消費者保護体制の充実 (2) 消費生活における知識の向上・啓発
1-5 定住環境の充実・促進 	移住定住の促進や関係人口の創出拡大のために、安心して住める住宅の供給及び耐震化、空家等の実態把握と利活用、移住者の受入環境の整備、定住に向けた各種相談体制の拡充を推進します。	(1) 住宅供給の充実 (2) 移住定住を促進するための支援の充実 (3) 建物の耐震化の推進 (4) 空き家の適正管理と利活用の推進
1-6 安定した水の供給 	安全で安心なおいしい水を安定して供給するため、強靱で持続可能な水道事業の運営を推進します。	(1) 水源確保と水質保全 (2) 供給施設の拡充・整備 (3) 事業の健全経営
1-7 汚水処理の充実  	地域に適した汚水処理を実施し、定住環境の整備と公共用水域の水質保全を推進するとともに、より安定した事業運営のため、経営の効率化・健全化を図ります。	(1) 汚水処理事業の充実 (2) 水洗化の推進 (3) 事業の健全経営

SDGsについて

各施策とSDGs(持続可能な開発目標)の17の目標の位置づけを明確にすることで、SDGsの達成を図ることとします。



2

健やかに育み支え合うまち 【健康、福祉、スポーツ】





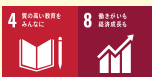
住み慣れた地域で互いに支え合い、誰もが生涯を通じて健やかに暮らせるまちの実現を目指します。

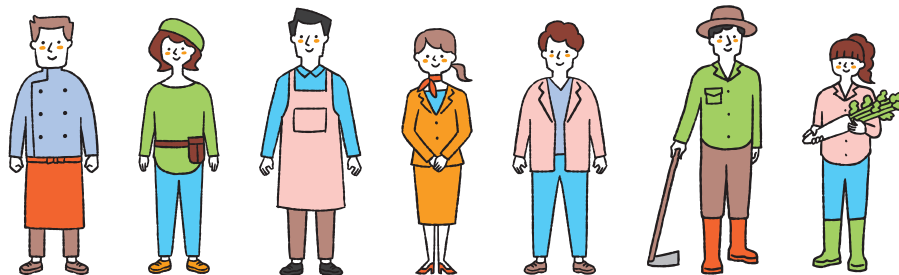
施策名	基本方針	取組内容
2-1 地域福祉の充実 	地域福祉の新たな担い手の育成や福祉活動の支援を通じて、多様な主体の自立的活動を促進し、安定した暮らしを支える社会保障制度の適正な運用と充実を図ります。	(1) 地域福祉活動の推進 (2) 相談・支援体制の充実
2-2 子育て環境の充実 	「育都」として妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を実施することで、母親・父親ともに、子育てを楽しむことのできる環境を整備します。併せて、子どもを産み、安心して仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、価値観の多様化などによる様々な選択肢を支えるような環境を整備します。	(1) 少子化対策の推進 (2) 子育て支援の充実 (3) 保育・幼児教育環境の充実 (4) 子育て相談体制の充実
2-3 保健・医療の充実 	健康寿命の延伸に向け、市民一人ひとりの健康意識を高めるとともに、心身の健康づくりを支援します。また、救急医療体制や休日・夜間診療を充実するため、医療機関等との一層の連携を図ります。	(1) 健康づくりの推進 (2) 母子保健の推進 (3) 食育の推進 (4) 地域医療の充実
2-4 スポーツと健康づくりの推進 	スポーツを通じた市民の健康づくりを進めるため、従来の「一市民スポーツ」に加え「生活の中に運動を」も合言葉に、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる取組を推進した上で、スポーツを通じた地域交流の促進を目指します。	(1) スポーツの推進 (2) 競技力の向上 (3) 社会体育施設の整備・充実
2-5 高齢者福祉の充実 	高齢者が生きがいを持ち、元気に安心して生活できるまちづくりを推進します。	(1) 高齢者の安全・安心対策の推進 (2) 高齢者の生きがいづくりの充実
2-6 障害者（児）福祉の充実 	全ての人々が互いを尊重し、共に生きる社会の実現を目指します。また、障害のある人が積極的に社会参加できるよう、一人ひとりのニーズに合った適切な支援の充実を図ります。	(1) 障害への理解及び意識啓発 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 障害児支援の充実
2-7 介護保険の充実 	要介護状態となることを予防し、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりと介護サービス体制の構築を図ります。	(1) 介護予防の推進 (2) 介護サービスの充実 (3) 地域包括ケアシステムの構築 (4) 介護保険制度の健全な運営
2-8 国民健康保険制度の安定的な運営 	共同で保険者となる県と連携して、被保険者の健康寿命の延伸や医療費の適正化を図り、制度の安定的な運営を行います。	(1) 県と連携した国民健康保険制度の円滑な運営 (2) 医療費の適正化 (3) 保健事業の推進 (4) あかぎ診療所の施設の活用

後期基本計画

3 魅力と活力があふれるまち 【産業】

魅力あふれる交流とにぎわいを創造するために、本市の強みをいかし、新たな産業の振興や雇用の創出により活力あふれるまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
3-1 農林業の振興 	農林業の担い手の育成・確保に取り組むとともに、農村地域の防災・減災、国土強靱化を図ります。また、スマート農業の推進、輸出による新たな販路拡大によるブランド力の強化を図ります。	(1) 農業の担い手の育成と農林産物の生産振興 (2) 地域農業の維持と生産基盤の保全・整備 (3) 農林産物の安全確保と販売力の強化 (4) 森林の保全、利活用と林業生産条件の整備
3-2 工業の振興 	コロナ禍における社会情勢を注視し、企業誘致の受け皿となる産業立地基盤の早急な整備を推進するとともに、産学官金の連携により中小企業の活性化と創業支援、企業誘致を推進します。	(1) 経営基盤の安定化 (2) 異業種間交流とものづくり中小企業のネットワーク化の促進 (3) 企業誘致の推進
3-3 商業の振興 	商工会議所、商工会、金融機関などと連携し、商業活動の推進と経営の安定化を図るとともに、創業を支援します。また、にぎわいのあるまちを目指し、実効性のある施策を推進します。	(1) 商業活動の推進 (2) 経営の安定化と創業の支援 (3) 中心市街地の活性化
3-4 観光の振興 	伊香保温泉を核に、癒やしや保養休養志向の個人旅行者への対応を図り、地域資源のブランド化や交通交流の促進、インバウンド需要の回復など、地域の特色をいかした取組を展開し、誰もが訪れたい魅力ある観光地づくりを推進します。	(1) 地域資源の活用の推進 (2) 観光施設の充実 (3) 交通機関との連携促進 (4) 外国人観光客誘致の促進
3-5 勤労者対策の充実 	若者、子育て世代などの雇用・生活の安定のため、引き続き関係機関と連携し、就業支援や就業情報の提供、相談体制の充実を図ります。また、勤労者が安心して働ける職場環境の整備と福利厚生の充実に向けた取組を推進します。	(1) 就業機会の充実 (2) 相談体制の充実 (3) 福利厚生の充実



4

自然と調和した快適なまち 【都市基盤、自然環境】





本市の美しい自然環境を保全し、快適な都市環境を整備するため、適正な土地利用を推進するとともに、地域の交流や連携を強化するため、幹線道路や生活道路、交通安全施設を整備し、市民が快適に生活できるまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
4-1 連携を強化する道路・橋りょうの整備 	地域の連携を強化し、交通渋滞の緩和や利便性の向上を図るため、幹線道路網の整備を行うほか、河川で分断されている本市の地形的特性を踏まえ、橋りょうの整備を推進します。また、橋りょうの整備にあたっては、「渋川市橋梁長寿命化修繕計画」とのバランスを見極めながら、整備実現に努めます。	(1) 広域的な道路の整備 (2) 都市計画道路の整備 (3) 橋りょうの整備
4-2 生活に身近な道路の整備 	地域の生活に身近な道路の整備を進めるとともに、道路・橋りょうの維持管理を強化します。特に、橋りょうについては「渋川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの長寿命化・修繕・架け替えに係る費用の縮減・平準化と、道路橋としての安全性・利便性を確保するため、計画的な点検及び点検結果による適切な維持管理を行います。	(1) 道路改良の推進 (2) 生活道路整備の推進 (3) 道路維持管理の充実 (4) 橋りょうの長寿命化の推進
4-3 公共交通体系の充実 	多様な交流を生み、効率的で利便性の高い公共交通網の整備を推進します。	(1) 鉄道利便性の向上 (2) バス路線の充実 (3) 交通機関などとの連携強化
4-4 計画的な土地利用と良好な市街地の形成  	土地利用規制及び都市計画道路の見直しを行い、計画的な土地利用を推進するとともに、住宅施策や商業施策などと連携した居住機能と都市機能の集積を図り、質の高い魅力ある市街地整備を推進します。	(1) 計画的な土地利用の推進 (2) 市街地整備の推進
4-5 公園の整備 	子どもから高齢者まで、だれでも安全で安心して利用できる公園整備を推進します。	(1) 都市公園等の整備 (2) 特色ある公園や緑地の保全・活用 (3) 公園の管理 (4) 墓地の管理・整備
4-6 環境保全対策の推進      	市民が快適に生活できる生活環境と自然環境を保全し、気候変動に対する取組や環境問題に対する意識啓発を推進します。	(1) 良好な生活環境の保全 (2) 自然環境の保全 (3) 地球温暖化対策の推進
4-7 ごみの減量化・再利用  	資源循環型社会を構築するため、資源再利用の普及や啓発を行い、ごみの減量化を推進します。	(1) ごみ減量化の推進 (2) 分別収集・資源再利用の推進 (3) 収集運搬体制の充実

後期基本計画

5 豊かな心と文化を育むまち 【教育、文化】

子どもたちの生きる力を育むため、特色ある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携した取組を推進します。また、本市の歴史と地域文化などを通じ、各世代に応じた活動や人材の育成を促進し、文化の薫り高いまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
5-1 学校教育の充実 	子どもたちが学ぶ楽しさを味わい、国際視野に立って共生社会をたくましく生きる力を身に付けるための、魅力ある学校づくりを推進します。	(1) 学校・家庭・地域の連携強化 (2) 教育指導体制の充実 (3) 教育環境の整備 (4) 学校給食の充実
5-2 青少年の健全育成 	次世代を担う青少年を健全に育成するため、青少年センターを充実するとともに、学校・家庭・地域がきめ細かな連携を図り、健全育成に向けた様々な取組を積極的に推進します。	(1) 青少年センターの充実 (2) 学校・家庭・地域の連携 (3) 関係団体との連携強化と活動の充実
5-3 生涯学習の充実 	生涯にわたり主体的に学習し、生きがいのある充実した生活が送れるよう、生涯学習環境の充実を推進します。また「ふるさと渋川を愛する人づくり」を推進し、地域主体の生涯学習の推進を支援します。	(1) 生涯学習活動の推進 (2) 社会教育環境の整備
5-4 地域文化の振興 	文化財の保護と活用を図るとともに、地域に伝わる伝統文化の継承を推進します。また、芸術・文化に触れる機会を増やし、地域の優れた知識や技術を有する市民などと連携を図りながら、文化の薫り高いまちづくりを目指します。	(1) 文化財の保護・活用と伝統文化の継承 (2) 芸術・文化活動の推進 (3) 自主活動団体の育成支援



6

協働による持続可能なまち 【自治、協働、行財政】

全ての市民が、その特性を最大限に発揮することができる多様性のあるまちづくりを推進するとともに、市民を始めとする多様な主体との協働により計画的な行財政運営を行い、持続可能なまちの実現を目指します。

施策名	基本方針	取組内容
6-1 市民との協働  	自治会やNPO法人など各種コミュニティ団体と連携・協力し、協働による地域づくりを推進します。	(1) コミュニティ活動の促進 (2) 市民協働の推進 (3) ボランティア・NPO活動との連携
6-2 人権意識の向上・平和な社会の推進 	市民一人ひとりが人権尊重の精神を持ち、子どもから大人まで全ての人々が互いの人権を尊重できる社会、争いのない平和な社会の実現を推進します。	(1) 人権相談・啓発の推進 (2) 人権教育の推進 (3) 平和啓発活動の推進
6-3 男女共同参画の推進 	男女共同参画の阻害となる課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、男女共同参画意識の浸透を図ることにより、誰もが性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮できる社会づくりを推進します。	(1) 男女共同参画推進施策の充実 (2) 啓発活動の推進
6-4 交流連携の強化と国際交流の推進  	国内自治体や海外都市との間で、文化、教育、産業など地域特性をいかした多方面での交流を行い、交流人口の拡大と多文化共生社会を推進します。	(1) 都市、地域間交流の推進 (2) 姉妹・友好都市などとの交流の推進 (3) 市民主体の国際交流への支援
6-5 情報共有の推進   	市民等との情報共有の推進に向けて、各種媒体での情報発信を適時に行います。また、多様化する市民要望を的確に把握するため、広聴機能の強化を図ります。そのほか、「渋川市公文書等の管理に関する条例」に基づく適正な公文書管理により、透明性を高める運用を行います。	(1) 広報活動の充実 (2) 広聴機会の拡大 (3) 情報公開と適正文書管理
6-6 情報化の推進  	誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の視点を踏まえ、市民の利便性及び生産性を向上させるため、これまでの慣例等にとらわれず最新のデジタル技術を活用した業務フローなどの変革に取り組むとともに、情報の安全性を確保するため、情報セキュリティ対策を推進します。	(1) 市民サービスの向上 (2) 行政事務の効率化・最適化の推進 (3) 情報セキュリティ対策の推進 (4) DXの推進
6-7 適正な組織体制と健全な行財政運営 	地方分権の進展を捉え、より一層の行政改革を推進します。組織機構の見直しや効果的な職員育成による定員管理の適正化を図るとともに、施策・事業の見直し等を積極的に行い、健全な行財政基盤の確立と運営を図ります。	(1) 行政改革の推進 (2) 組織の活性化と定員管理の適正化 (3) 財源の確保と効率的な財政運営
6-8 市有財産の適正な管理・運用 	公共施設等の老朽化対策としての長寿命化や保有量の最適化、未利用財産の利活用など市有財産を適正に維持管理し、有効活用を図ります。	(1) 公共施設等の維持管理の最適化 (2) 公共施設等の適正配置の推進 (3) 未利用財産の利活用・処分推進
6-9 広域行政の推進・産学等との連携の推進   	行政事務等の効率化を図るため、既存の構成市町村との連携を密にし、共同処理を行います。また、新たな行政課題に対応するため、他市町村、民間企業や大学等との新たな連携を推進します	(1) 構成市町村との連携 (2) 新たな行政課題に対応した他市町村等との連携 (3) 民間企業や大学等との連携

第2次渋川市総合計画 後期基本計画 概要版

(令和5年3月発行)

発行 渋川市

編集 総合政策部 政策創造課

〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

TEL 0279-22-2111

URL <https://www.city.shibukawa.lg.jp>